

引き船の港湾施設使用料の取扱いについて

1 定係地の段階的な整備と使用料について

横浜港における引き船の定係地は、設置場所が十分に確保できないことや施設整備に初期投資を要すること、また、利用者から早期な専用施設整備の要望を受けていたことから、段階的に対応を図ってきました。

平成5年に10隻分の係留施設を整備、15年に一部の岸壁を定係地として指定し、合計14隻の使用料を徴収していました。

さらに、24年には、引き船の実態を把握したうえで、その実態に即した管理運営を図るため、第1回定例会で港湾施設使用条例を一部改正し、全ての引き船を対象として使用料を徴収することとしました。

2 他港の状況（横浜、東京、神戸、大阪、名古屋、北九州、博多、横須賀、清水、千葉）

(1) 引き船の岸壁使用に対する使用料の徴収について

- ・定係地以外は徴収していない港・・・9港（横浜港を含む。また、2港は定係地以外の利用がない。）
- ・定係地以外から徴収している港・・・1港

(2) 定係地以外の使用料を徴収していない港（定係地以外の利用がない2港を除いた7港）の条例の規定について

- ・徴収しないことが明確に規定されていない港・・・6港（横浜港を含む。）
- ・徴収しないことが明確に規定されている港・・・1港

3 専門家の見解

(1) 港湾法における引き船の位置付けと港湾管理者の裁量

- ・引き船は、船舶の離着岸の補助という港湾機能の一部を構成するものとして、港湾法上の港湾施設に位置付けられている。
- ・港湾法は、港湾施設の使用の規制や港湾施設使用料の徴収の可否（※）について、港湾管理者に広い裁量を持たせている。

（※）港湾法 44 条1項では、港湾管理者が使用料を徴収する場合は、あらかじめ料率を定めるものと規定されています。

(2) 条例の解釈

- ・条例上の港湾施設は、港湾法により使用料の徴収ができないものが含まれているなど、全ての港湾施設の使用について、必ずしも許可や使用料の徴収を求めていると解釈できる。そのため、実質的な内容によって、解釈の適否を判断することが必要である。
- ・引き船の公共性・公益性や港湾管理者の広い裁量権を考慮すると、許可や使用料の徴収を不要とすることは合理性がある。

4 取扱い方針について

過年度分については、専門家の見解や他港の状況等を踏まえ徴収しないこととします。

また、今後の引き船の係留施設整備については、業務内容に公共性があることや他港における整備の考え方を踏まえると、港湾管理者が整備することを基本としますが、事業者と役割分担についても協議を進めてまいります。

【参考】港湾法抜粋

(港湾管理者の料金)

第44条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金（次条第1項の入港料を除く。）を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも30日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
(以下省略)